

新制大学における「厚生補導関係条項」に関する再検討

— 日本私立大学協会の審議過程に着目して —

蝶 慎 一

(2021年10月5日受理)

The Incorporation of “Articles Concerning Welfare and Guidance” into the New University System :
An Analysis of the Discussion Process of the Association of Private Universities of Japan

Shinichi Cho

Abstract: The purpose of this article is to discuss the process by which “Articles concerning Welfare and Guidance” were incorporated into University Standards under the new university system by focusing on deliberation process of the “Student Welfare and Guidance Research Committee”(Gakusei shidou kenkyuu iinkai) of the Association of Private Universities of Japan from October 1950 to March 1951. Currently, “Welfare and Guidance” facilities, also called “Student affairs and services,” are considered important in Japanese universities. In June 1951, University Standards added the requirement for each university to establish a full-time agency to deal with “welfare and guidance.” The Japan University Accreditation Association and some previous studies have published detailed analyses of the process by which “Articles concerning Welfare and Guidance” were added to University Standards under the new university system. However, these publications and studies did not focus on the discussion process of the “Student Welfare and Guidance Research Committee” of the Association of Private Universities of Japan. In this study, I have analyzed the topic based on primary documents which I unearthed and collected. The results are as follows: First, the “Student Welfare and Guidance Research Committee” of the Association of Private Universities of Japan discussed the incorporation of the “Articles concerning Welfare and Guidance” into University Standards. Second, “Articles concerning Welfare and Guidance” was institutionalized under the new university system by the involvement of the Association of Private Universities of Japan as well as the Japan University Accreditation Association. This analysis contributes to our understanding of the institutional foundation of “Student affairs and survival” that developed in higher education in Japan.

Key words: New University System, Articles concerning Welfare and Guidance, Association of Private Universities of Japan, Student Affairs and Services

キーワード：新制大学，厚生補導関係条項，日本私立大学協会，学生支援

1. はじめに

本稿の目的は、1951年6月に大学基準¹⁾に追加された厚生補導に関わる条項（以下、「厚生補導関係条項」）をめぐって、日本私立大学協会の「学生指導研究委員会」（以下、「私大協委員会」）における審議過程を跡づけることで私立大学側が「厚生補導関係条項」

に関していかなる議論を進めていたのか、その史実の検証を行うことで明らかにする。

今日の大学における厚生補導は、主として大学設置基準の第42条（厚生補導の組織）及び第42条の2（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）に該当する基準があり、学生支援という形で多種多様な活動が行われている（日本学生支援機構

編2020)。この大学設置基準を遡ると、1947年7月に初めて採択された大学基準が端緒である（蝶2012：131頁）。本稿で分析対象とする「厚生補導関係条項」については、1947年7月当初の大学基準には規定されず、約4年後の1951年6月の改訂²⁾により、「学生生活の向上を図るために適当な専任機関を設けなければならない」という当該条項が追加されたという経緯³⁾がある（大学基準協会年史編さん室編2005：194-197頁、蝶2012：131頁）。

そもそも大学基準とは、1953年に協会が刊行した『「大学基準」及びその解説』の「大学基準の解説」における「第一 趣旨 二、基準適用の範囲」では、以下のように示されている。

「この基準（注：「大学基準」）は、新四年制大学（注：新制大学）の最低基準を示すものであるから、いやしくも大学たる以上、すべてこの基準によらなければならないのである。」（大学基準協会編1953：9頁）

また、同じく「第一 趣旨 三、基準適用の仕方」には、以下の通り、各大学の「個性」や「自主性」が期待されている（大学基準協会編1953：10頁）。

「わが国の今後の大学の在り方としては、各個人に個性があり、自主性があるように、大学として最低基準に達した以上、それぞれの目的・使命に即し、独自の伝統と学風とに従い、個性豊かな、しかも、自主性のある大学の共存することが望ましい。」（大学基準協会編1953：10頁、下線は引用者）

以上の「大学基準の解説」より確認できることは、大学基準が各大学の「自主性」、「使命」、「目的」に深く関わる制度規定であったと言う点である（大学基準協会編1953：10頁）。ここから浮かび上がるのは、私立大学側においても、「厚生補導関係条項」の追加に至る過程に対して何らかの議論が展開されていたのではないか、という問いである。

これまで、大学基準協会内部の議論（大学基準協会年史編さん室編2005：194-197頁）や学徒厚生審議会における議論（蝶2012）については、少なからず検討されてきた。しかしながら、私立大学側、特に「私大協」における議論はほとんど検証されていない。そこで、本稿では私立大学側の議論として、「私大協委員会」の審議過程を採り上げて詳しく検証することで、「厚生補導関係条項」をめぐっていかなる議論がなされていたのかを明らかにすることを課題とする。

本章の構成は、以下の通りである。「私大協委員会」

の審議内容を検討する前提として、「私大協委員会」の概要と審議された主な議題を整理する（2.）。次に、「私大協委員会」の審議過程を詳しく跡づけることで、「私大協委員会」が「大学基準」にいかなる条項を盛り込もうとしていたのかについていかなる動きがあったのかを明らかにする（3.）。そして、「私大協委員会」によって出された「厚生補導関係条項」の解説案を考察する（4.）。おわりに、本稿で得られた知見をあらためて整理し、新制大学における「厚生補導関係条項」が形づくられるまでの議論を再評価する（5.）。

2. 「学生指導研究委員会」の概要と主な議題

まず、『私学振興史：半世紀の挑戦』の記述に基づき、「私大協委員会」の概要を整理しておく。私大協は、五十年史編纂委員会編（2004：230頁）によれば、1948年3月、「その前身たる『全国私立大学連合会』を母体とし、それを発展的に改組して創設された組織」（五十年史編纂委員会編 2004：230頁）である。戦後の高等教育改革が進められる中で、私大協の設立は「私学主導の改革に向けて、果たすべき私立大学の重責を自覚」（五十年史編纂委員会編 2004：227頁）するものとされ、例えば、1949年度の「事業計画」を確認すると、「第3 事業」の「3 学生生活関係事項」には次のように明記されている（五十年史編纂委員会編 2004：252-253頁）。

「3 学生生活関係事項

1. 学徒厚生会議総会および常任委員会を適宜開催して、各大学における実状を交換するとともに、学生生活援護ならびに学生生活上の諸問題を採り上げてその解決をはかる。

2. 学生生活研究委員会を設置して、学生課の機構およびその在り方をはじめ（中略）学生に対する教授の直接指導面の強化対策など学生運動ならびに学生生活の在り方を研究する。（略）（五十年史編纂委員会編2004：252-253頁、下線は引用者）

この「事業計画」から、「学生生活援護ならびに学生生活上の諸問題」をはじめ、特に「学生生活研究委員会（注：「私大協委員会」を指すと思われる）を設置し」、厚生補導関係の機構、組織のあり方に関する審議を行うことを確かめることができる。この「私大協委員会」は、第1回から第6回までに以下の表1で整理した主な議題を審議した。「厚生補導関係条項」に直接的に関わる議題が扱われていたことが分かる。

具体的に述べれば、大学基準に厚生補導を追加、挿入する議題をはじめ、学生生活に関する懇談、国公立大学の団体に関する議題も採り上げられていたことが確認できる（表1参照）。「私大協委員会」の委員は12名⁴⁾で「私大協」に関係している多様な大学関係者が参集し、審議していた。

3. 「厚生補導関係条項」の審議過程（第1回～第6回）

そこで、「私大協委員会」で審議された主な議題のうち、大学基準に厚生補導を追加、挿入する審議に関連する議題を分析対象とする。用いる史料は、各回の「委員会報告書」（詳細は【注】参照）やそれに関連する私大協の刊行史料に依拠しながら検討する。

（1）議題設定（第1回）

はじめに、第1回の「私大協委員会」では、①「議長の選任について」、②「取り上げるべき議題の決定」、③「学生部長の地位について」、④「大学基準に『厚

生補導』を追加する件」、⑤『「学生指導」に関する協会・協議会等との連携について』の5つの議題が出された（表1参照）。特に、④「大学基準に『厚生補導』を追加する件』に関して、以下のような結論が得られたという。

「大学基準に何等かの規定を挿入する件については、大学基準協会の小委員会（以下、「小委員会」、ただし引用文中は除く）においてこの程『大学は学生生活の育成指導のために適当な専任機関を設けなければならない』という文言を案とし、採択しているのでこれについて検討を行ったがあまりに抽象的では目的を達成することはできないが、しかし詳細に規定すると私立大学のそれぞれの使命、目的、あるいは大きさ等によりさしさわりもあるのでこれ等を考慮の上大学基準に挿入すべきものとして（中略）結論を得た。

表1 「学生指導研究委員会」の審議状況（第1回～第6回）

開催回	開催場所	主な議題と審議経過の内容
第1回 (1950年10月27日)	日本大学法文学部 第2会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■採り上げるべき議題の決定 ■大学基準に「厚生補導」を追加する件 <ul style="list-style-type: none"> ・「協会案」の検討 ・大学基準以外の学校教育法にも学生部職員に関する規定を設ける方向 ・早野委員、河野委員、光明委員により、「厚生補導関係条項」の解説を審議する委員会（以下、「解説小委員会」と略記）で改めて研究
第2回 (1950年12月2日)	日本大学法文学部 第2会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■大学基準に「厚生補導」を挿入する件（「協会案」を対象） <ul style="list-style-type: none"> ・「協会案」の検討、審議
第3回 (1950年12月23日)	日本大学法文学部 第2会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■大学基準と「学生部機構」について ■学生生活全般についての懇談 <ul style="list-style-type: none"> ・青山「小委員会」の委員長による「協会」側との意見交換
第4回 (1951年1月27日)	日本大学本部 2階理事室	<ul style="list-style-type: none"> ■大学基準に挿入の解説について ■「学生生活懇談会」の開催について（就職状況、保健衛生問題等） <ul style="list-style-type: none"> ・「厚生補導関係条項」の「解説」の作成を提案し、研究の諸点を強調したものを作成 ・石上委員による国立大学協会との連絡協議の決定
第5回 (1951年2月27日)	日本大学本部 3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■大学基準の挿入の規定に関する解説について <ul style="list-style-type: none"> ・「解説小委員会」で案を作成した「解説」に関する審議 ・学生生活に関する業務に対する要望
第6回 (1951年3月9日)	日本大学本部 3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■「学生部」に関する大学基準の解説について ■学生の健康管理について <ul style="list-style-type: none"> ・「解説」に関する解釈の確認 ・「解説」の提出方法の確認

（注）第5回の一部詳細は、史料的制約により不明である。

出所）注5、注6、注7、注10、注12の「委員会報告書」を参照して筆者作成。

(1) 人について

イ、大学においては高校以下と異り〔ママ〕講義を主とせず、指導専任の教授並びに職員を必要とし且その身分は充分保証せられなければならない。

ロ、学生部長には特に若く且学生指導に専心できる人が望ましい。

(2) 機構について

イ、学生指導機構に関する規定を大学基準に挿入することは経営上、あるいは其の他の自由により大学として不都合な事情を生ずる場合もあると考えられるが、ある程度までは機構に関する規定を挿入するよう要求する必要がある。

更に大学基準に挿入する以外に学校教育法中、特に人員組織に関する条項（第五十八條）に学生部職員に関する明確なる規定を設けるよう研究を行い、同時に学則中にも学生部に関する規定を挿入するよう要求する必要がある。」⁵⁾

(2) 大学基準協会案についての質疑（第2回）

第2回の議題は、①「『学生指導』に関する国公立の協会・協議会との連携について」、②「『学生指導機構』を大学基準に挿入する件（協会案を対象）」であった（表1参照）。②について、以下の審議がなされ、後述する3点の決定事項が出された。

「大学基準協会案について質疑を行い、基準協会がこの案を採用した経緯を考慮して（一応）この原案に賛成し、但し解説として具体的な学生指導機構を説明したものに必ず附するように研究することとし、具体的な点については早野委員を中心とする小委員会或いはこの委員会において改めて研究することに決定を見た。同時に次回の研究委員会には、基準協会の学生生活研究小委員会委員長として青山楚一氏（紅陵大学）に出席を願い、これらの諸点について意見の交換を行うことになった。」⁶⁾

第2回では、1点目に、協会案について「質疑を行うとともに、「この原案（注：協会案を指す）に賛成」するが、「解説として具体的」に「説明したものを「附する」ことが決定された。そして2点目には、具体的な事項についての議論は、「私大協委員会」傘下の「小委員会」等で「改めて研究する」旨が決められた。加えて、次回第3回には、協会の「小委員会」委員長の青山の参加をお願いし、協会案等の意見交換が行われることになった。

(3) 大学基準協会による説明（第3回）

第3回の議題は、①「大学基準と学生部機構について」、②「学生生活全般について懇談」が出された（表1参照）。①では、「小委員会」の委員長である青山楚一（以後、青山委員長と略記、ただし引用文中は除く）によって「小委員会」の審議経過についての説明がなされた。

「イ、大学基準協会小委員会の研究経過について

基準協会青山委員長より在来の経過について次の如く説明がなされた。即ち当初においては、（筆者挿入：協会の）小委員会においても次の3点につき研究を行った。

1. 学生生活を指導するために適当な専任機関を設けること
2. 右専任機関の責任者は学生生活の福祉増進のために熱意を有するものでなければならない。
3. 右の責任者は一般の教授、助教授中から選びもしくは適当な専任者に一般教授同等の資格を与えて担当せしめる。（以下、史的制約により不明。）

ロ、今後の対策

右の説明に対し最低限として置きさえすればよいというようなことになる事になる危惧もあるので各大学の自主性を考慮して「基準」□□□とし解説に具体的な事項を挿入するよう、青山委員長に申し入れたところ差支えないとの意向であったので当委員会（注：「私大協委員会」を指す）としては解説に重点を置いて具体的に研究することとした。（略）」⁷⁾

第3回では、第2回で予定していた通り、協会の青山委員長により「小委員会」の審議経過が報告された。とりわけ、「小委員会」においても「厚生補導」の「専任機関」の設置をめぐる「責任者」となる「人」やそこでの「組織」に関して研究が行われたことが述べられた。これは、当時の「私大協委員会」側の認識からも窺い知ることができるため、少々長いですが、以下引用する。

「（前略）基準協会小委員会案として採択せられたものは、単に学生々活指導のため、大学にこれが専任機関を設けるという程度の漠然たる規定であり、これが実効性においては甚だ疑わしいものがあった。

当協会委員会においては、右小委員会案に関し検討の上、基準協会小委員会における研究の経過を知るべく、小委員会委員長青山楚一氏（紅陵大）をとくに当委員会に招き、その説明を受けたが、基準協

会委員会においても当初は学生指導のための専任機関を担当すべき人、その組織についても、規定中に挿入するよう研究を進めたのであるが、種々議論の上、各大学における自主性を害するという理由の下にそれら細部の規定については削除することとなったのである。⁸⁾

ここから、「小委員会」における報告では、「当初は学生指導のための専任機関を担当すべき人、その組織についても、規定中に挿入する」ように審議されたことが分かる。ただ同時に、「各大学における自主性を害するという理由」で「それら細部の規定については削除することとなった」とも記述されている。

「これらの説明を受けた当協会委員会（注：「私大協委員会」を指す）においては、種々研究の上、ある程度まで具体的な規定を挿入することが重要であることは論を俟たないが、各大学の自主性に鑑み基準については基準協会案をそのまま呑む〔ママ〕こととし、ただし、基準解説として具体的事項に関する詳細なる説明を附加することに決定した。（中略）なお、正式に基準として決定されるのはこの春（注：1951年春を指す）に開かれる基準総会の議を経てからであるので、それまでに学生指導研究委員会（注：「私大協委員会」を指す）において、解説に唱うべき条項につき研究の仕上げを急いでいる。」⁹⁾

続けて、こうした「小委員会」の動向を受けて「私大協委員会」としては、「基準協会案をそのまま呑む〔ママ〕」、つまり「賛意」を示し、以下に述べるように「基準解説として具体的事項に関する詳細なる説明を附加すること」を「決定」したという経緯が窺い知れる。そして、「小委員会」の動きを注視しつつ、「私大協委員会」としての解説案の「仕上げ」を行っていた。こうして「私大協委員会」では、解説案の作成に重点が置かれることになったのである。

（４）「厚生補導関係条項」の解説作成（第４回）

続いて第４回では、①「大学基準に挿入の『学生部規定』の解説について（上記成案の作成、協会その他の今後の連絡）」、②「学生生活懇談会の開催について（就職状況の交換、保健衛生問題等）」の議題が扱われた（表１参照）。①について、「厚生補導関係条項」の原案に加え、「厚生補導」の具体的な研究を行うことが議論されることになった。

「イ、右成案の作成について

学生生活改善協議会（以下、「協議会」）発刊の『大

学における学生部活動の理念と実際』は、一つの学生部のモデルとも云えるので、これを参考として全面より研究の諸点を強調したものを重点として作成することとし、早野、滝口、伊部（注：早野雅三、滝口宏、伊部政一のことである。）の三委員によって小委員会を□成し、原案作成の上、次回委員会において決定することとした。¹⁰⁾

ここでは、「協議会」刊行の『大学における学生部活動』¹¹⁾の存在が言及され、「厚生補導」を「全面より研究の諸点を強調したものを」作成することが決められた。

（５）「厚生補導関係条項」の解説議論（１）（第５回）

第５回の議題は、「①基準挿入の規定に関する解説について（その他は不明）」の１つであった（表１参照）。当該回の「私大協委員会」の「報告書」が史料的に欠落しているため詳細は不明なものの、前後の第４回及び第６回の審議状況を参考にすると、「小委員会より解説原案が（配布済）読み上げられ審議された」と推測される。後述の第６回の議題から考えると、この第５回で「解説原案」が成案をみたと言えよう。

（６）「厚生補導関係条項」の解説議論（２）（第６回）

第６回の議題は、①「『学生部』に関する大学基準の解説について」、②「学生の健康管理について」が出された（表１参照）。特に①について、第５回で成案と考えられる「厚生補導関係条項」に対し、「私大協」の矢次事務局長から以下のような説明がなされた。

「（注：協会の）常務理事会において問題とせられた文言・提出方法等について例えば解説事項（一）は八の基準が「専任機関を設けなければならない」と強行規定であるに「止むを得ざる場合には他の適当な機関においてその任務を進行してもよい」という任意規定とするのは矛盾である点・又解説の（二）以降にある「右任務の責任者」は学長をさすこととなる点・その他の解説の（二）の如く、特に解説中に謳う必要を認めないと考えらえる点等につき説明があり、討議の上、学生部の在り方として純粋な立場から再検討を加えることとし、小委員会に事務局長を加えてその原案作成を一任する（略）」¹²⁾

第６回では、「私大協」として「解説」の文言の最終的な修正作業の状況が報告されたことが分かる。繰り返しになるが、第１回の「委員会報告書」にあった「私立大学のそれぞれの使命、目的、あるいは大きさ等によりさしきわりもあるのでこれ等を考慮」する必要性から、解説であったとしても、解釈上「強行規定」

なのか、それとも「任意規定」なのか、あるいは、「右任務の責任者」とは具体的に誰を示しているのか、といった諸点が丁寧に扱われていたことが見て取れる。

4. 日本私立大学協会による「厚生補導関係条項」の解説案

第1回から第6回まで審議された「厚生補導関係条項」をめぐる「解説」は、「私大協委員会」の具体的な要望という形で取りまとめられ、1951年4月1日付で、「私大協委員会」委員長である関根大仙から協会の基準委員長の加藤一雄に対して提出された¹³⁾。当該要望書の名称は、「学生々活関係専任機関設置に関する基準解説についての要望」（以後、「要望書」と略記）である。以下史料上の記述で確認できる限りで、以下6点の要望事項を引用する¹⁴⁾。

「私立大学協会内学生指導研究委員会は昭和26年1月30日大学基準協会評議会に於いて決定をみた、八、大学は学生生活の向上をはかるために、適当な専任機関を設けなければならない、という一項を大学基準の中に挿入する件に全面的に賛意を表し、これが趣旨徹底を期待するものである。更に本委員会に於いてはこの趣旨徹底の必要性から解説中に十分な説明をつけ加えることを希望する。解説文は充分検討されその中に次のことを必ず蔵入〔ママ〕（注：「挿入」）してほしい。（中略）

（一）専任機関としては学生部（厚生補導部等といってもよい）を設置することが望ましいが、やむを得ざる場合には他の適当な機関においてその任務を遂行してもよい。

（二）右任務の責任者は学識、人格を兼備し学生の福祉増進の為に理解と熱意を有し労をとることが出来る者でなければならない。

（三）右任務に従事する者については、一般教授・助教授の中から適任者が兼任することも出来、また右任務専任の教授および助教授をおくことも出来る。たとえ右任務最高責任者が事務系統の中から選ばれても教員と同等の資格を與えて担当せしめることが望ましい。

（四）右の任務は学部長とならんで直接学長を補佐し、事務局からは全て独立しなければならない。

（五）男女共学の大学では男子の長とならんで女子の長（責任者）をおくことが望ましい。

（六）右任務に従事するものはその職に専念出来るように取計らうと共にその実績は研究業績に準じ

て考慮されなければならない。¹⁵⁾

まず、この「要望書」では、冒頭、「私大協委員会」では、1951年1月30日、協会の評議会で決定をみた一項に「全面的に賛意を表す」とともに、「趣旨徹底の必要性から解説中に十分な説明をつけ加えることを希望」したことが改めて述べられる。各要望事項から確認できる限り、上記（一）から（六）の6点を、解説に盛り込むように要望していたことが分かる。「厚生補導」、「学生部」等と呼称は様々であるが、「専任機関」、「従事する者」、「責任者」といった「担い手」の要素を中心に、「任務」としての「厚生補導」のあり方、位置づけについても言及が見られた。特に、（二）、（三）、（五）には、各大学のどのような教員、職員が「厚生補導」の「任務」を行っていくのが具体的に示されていた。例えば、「責任者」として「学識、人格を兼備し学生の福祉増進の為に理解と熱意を有し労をとることが出来る者」という具体像が示されている。加えて役職、職階の観点からは、「一般教授・助教授の中から適任者が兼任することも出来」、「専任の教授および助教授をおくことも出来る」とされており、男女共学の新制大学に対応した男女別の「長（責任者）」の設置も期待されていた。

こうして取りまとめられた「要望書」を検討していくと、「私大協委員会」による解説は、私立大学側の自主性、使命等に配慮しながらも、他方で、厚生補導の「適当な専任機関」の設置を求めた「厚生補導関係条項」を実効性のある制度的な規定として位置づける、という基本的性格が窺えるものでもあったと言える。したがって、この「要望書」は私立大学側の関係者によって模索された「厚生補導」の制度的規定のあり方を示したひとつの到達点と考えられる。

5. おわりに

本稿は、「厚生補導関係条項」をめぐる「私大協委員会」における審議過程を跡づけることで、私立大学側が大学基準に「厚生補導」が追加される過程に関わっていたのかを実証的に明らかにしてきた。

まず、私大協では、新制の私立大学が多数設置される中で、各大学で「厚生補導」の取組を行うことに対する「趣旨徹底の必要性」から、協会との議論を経て「全面的に賛意を表し」ていた。ただ、私立大学側として詳細な解説を付すように要望していた。こうした動きから、「厚生補導関係条項」の追加には、協会内部での議論のみならず、私立大学側も関与していたことが確認できた。更に言えば、それらの関与の内実も

条項案を提示したり、「解説案」を付すことに重点を置いたりした史実も明らかになった。これら得られた知見は何を意味するのか。

冒頭で参照した「学生生活の向上を図るために適当な専任機関を設けなければならない」とする「厚生補導関係条項」であるが、その条項が追加されるまでには、先行研究が指摘する協会や学徒厚生審議会だけではなく(蝶2012)、「私大協」を中心とした私立大学側の関係者の幅広い議論が積み重ねられた上で、「厚生補導」の制度的枠組みが形づくられていたと言うことできる。現代に至るまで厚生補導については大学設置基準をはじめ、詳細な制度規定は見られない中で、今後も設置者別や関連する大学団体、学協会の歴史的な議論を丹念に掘り起こしていく作業が求められる。

【付記】

本稿は、JSPS 科研費16H07480、18K13204の助成による研究成果の一部である。また、未刊行・未出版の筆者による博士論文(蝶 2018)の第4章の一部内容をもとに大幅な加筆修正をしたものである。

【注】

- 1) 『学制百年史』によれば「大学基準は、大学を設置する際の基準にとどまらず、設置後、大学の質的向上を図るためにも活用できるものとするため、単に大学基準と称され、以後、三十一年(注：昭和31年)に『大学設置基準』が新たに文部省令として制定されるまで(中略)実質的には法令的基準の役割を果たしてきた」(文部省編1972：739頁)という。
- 2) 大学基準を巡る制定及び改訂の過程を詳論した先行研究には、図書館関連の基準等を検討した村上(2017)がある。
- 3) 以上の経緯は、「大学基準そのものの修正経過の中では複雑な方に入る」(大学基準協会年史編さん室編2005：197頁)と言われる。
- 4) 「私大協委員会」の構成は、藤田豊(東京電機大学)、藤田たき(津田塾大学)、早野雅三(成蹊大学)、堀五之介(神奈川大学)、伊部政一(紅陵(現拓殖)大学)、石上太郎(学習院大学)、今井俊一(日本医科大学)、河野通一(中央大学)、光明照子(東京女子大学)、佐々木元治(法政大学)、滝口(瀧口)宏(早稲田大学)、武越慈寛(立正大学)、の12名であった(「(別表)学生指導研究委員会委員氏名」(目録番号2776)、同上「滝口宏旧蔵資料」所収より引用、参照)。ただ、文部省関係者は当該委員に含まれて

いなかった。

- 5) 「第一回学生指導研究委員会報告書〔昭和25年〕」(目録番号2778)、同上「滝口宏旧蔵資料」所収より引用、参照。
- 6) 「第二回学生指導研究委員会報告書〔昭和25年〕」(目録番号2782)、同上「滝口宏旧蔵資料」所収より引用、参照。
- 7) 「第三回学生指導研究委員会報告書」(目録番号2784)、同上「滝口宏旧蔵資料」所収より引用、参照。
- 8) 同上。
- 9) 同上。
- 10) 「第四回学生指導研究委員会報告書〔昭和26年〕」(目録番号2787)、同上「滝口宏旧蔵資料」所収より引用、参照。
- 11) なお、1949年3月に『新制大学に於ける学生部活動の理念と実際(案)』(全144頁)が出され、1950年に『大学に於ける学生部活動』として報告書が公表された。この報告書は、文部省や大学の関係者で議論して学生生活に関する諸活動を取りまとめた一つの成果といえる。
- 12) 「第六回学生指導研究委員会並びに基準解説分作成小委員会報告書」(目録番号2799)、同上「滝口宏旧蔵資料」所収。
- 13) 「学生生活関係専任機関設置に関する基準解説についての要望(昭和26年4月1日)」(目録番号2797)、「滝口宏旧蔵資料」所収。
- 14) 同上。同上引用するように(一)から(六)までの6点の要望内容が確認できる。
- 15) 同上。なお、以降は、史料的制約により不明である。

【参考文献】

- 井上美香子(2007)「大学基準協会『一般教育研究委員会』の研究—『一般教育関係条項』の改訂(昭和25年)をめぐって—」『日本の教育史学』50巻、84-96頁。
- 学生生活改善協議会編(1949)『新制大学に於ける学生部活動の理念と実際(案)』(東京大学大学院教育学研究科・教育学部図書室所蔵)。
- 学生生活改善協議会編(1950)『大学に於ける学生部活動』(東京大学大学院教育学研究科・教育学部図書室所蔵)。
- 五十年史編纂委員会編(2004)『私学振興史(資料編)—半世紀の挑戦—』日本私立大学協会。
- 大学基準協会編(1953)「大學基準の解説」『大學基準協會資料』13、9-29頁。
- 大学基準協会年史編さん室編(2005)『大学基準協会

55年史（通史編）』財団法人大学基準協会。

蝶慎一（2012）「新制大学における『厚生補導』が大学基準に追加される経緯に関する一考察—『学徒厚生審議会』の審議過程と答申（1951年5月）の分析を中心に—」『大学教育学会誌』第34巻第2号, 130-138頁。

蝶慎一（2018）「戦後初期における『厚生補導』の形成過程に関する研究」東京大学大学院教育学研究科博士論文（未刊行・未出版）。

日本学生支援機構編（2020）『大学等における学生支援の取組状況に関する調査（令和元年度（2019年度））

結果報告』日本学生支援機構学生生活部学生支援企画課学生支援調査係。

村上孝弘（2017）「大学基準等研究協議会・図書館特別部会と図書館専門職員—大学設置基準第38条第3項成立の歴史的背景—」『大学評価研究』第16号, 115-124頁。

文部省編（1972）『学制百年史』帝国地方行政学会。
早稲田大学大学史資料センター「滝口宏旧蔵資料目録」
(<https://www.waseda.jp/culture/archives/assets/uploads/2015/03/takiguchi.pdf>, 2021.9.24.)